

中山間地域等直接支払制度 【第5期対策 最終評価】

岩手県農業振興課

I 最終評価の目的と評価の方法

最終評価の目的

- ▶ 最終評価は、中間年評価において、取組が不十分（「△」又は「×」）と評価された協定に対し、市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するもの。
- ▶ また、次期対策について市町村がどのような考えの下に取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価等検討の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映に資するもの。

【中間年評価時（R4）】

対象協定数	
集落協定	1,023協定
個別協定	45協定
合計	1,068協定

【最終評価（中間年評価でいずれかの項目で市町村評価が△となった協定）】

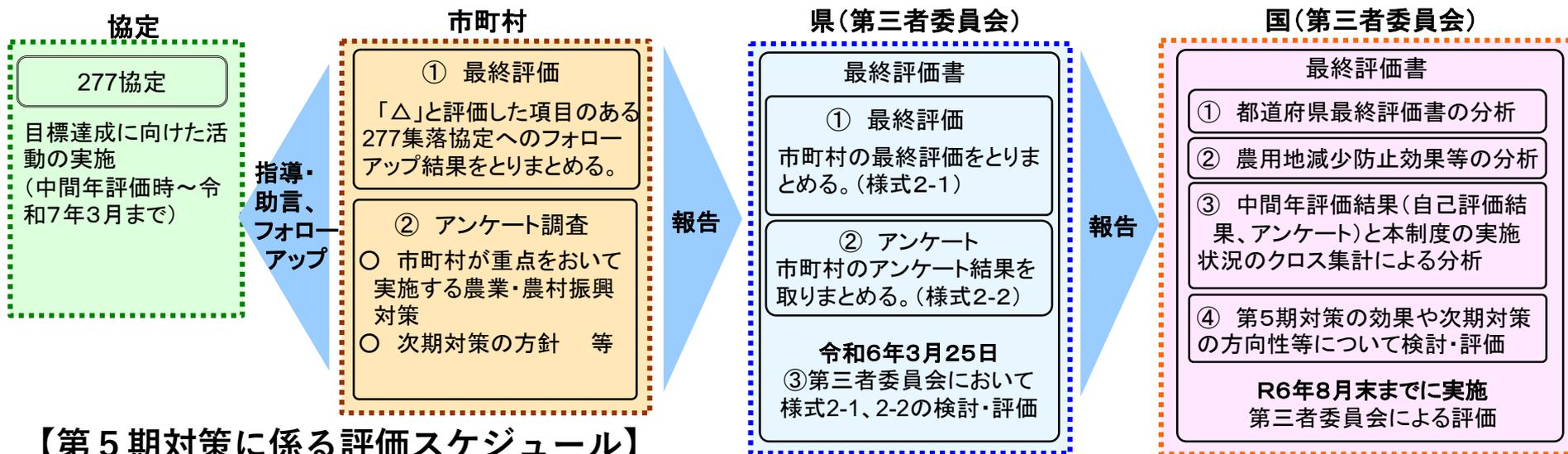
対象協定数	
集落協定	277協定
個別協定	0協定
合計	277協定

※ 中間年評価において、「△」は、市町村が指導・助言することで最終年までに実施が見込まれる、「×」は、最終年においても実施が困難。本県において、中間年評価で「×」と判断された協定はなかった。

最終評価の方法

- 市町村は、中間年評価において「△」又は「×」と評価された協定に対して行った取組の改善に向けた指導・助言の結果を整理し、改善の見込みについてとりまとめるとともに、市町村が重点を置いて実施する中山間地域の農業・農村振興対策及び次期対策に向けての考え方を、アンケート調査票により回答する。
- 県は、市町村の報告を取りまとめ、第三者機関において内容を検討・評価し、最終評価結果として取りまとめる。

【最終評価の方法】



【第5期対策に係る評価スケジュール】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国による評価の進め方		・中間年評価の手法・内容の検討	・市町村による協定の評価 ・アンケート調査 ・事例収集 ・統計データによる効果分析 ・各結果の分析	・最終評価の手法・内容の検討	・最終評価の実施 ・結果の分析 ・次期対策の検討
評価に係る県第三者委員会			5月 中間年評価調査	10月 最終評価調査 (中間年評価のフォローアップ)	2月 第三者委員会 3月 第三者委員会
				中間年評価公表	最終評価公表

Ⅱ 中間年評価フォローアップ状況の結果

評価項目に対する市町村の評価・フォローアップの状況

- 1 集落マスタープランに係る活動
- 2 農業生産活動等として取り組むべき事項
- 3 集落戦略の作成状況
- 4 加算措置の目標の達成状況

各項目における市町村のフォローアップ等の状況

1 集落マスタープランに係る活動

- ▶ 集落マスタープランに係る活動については、中間年評価時において99%以上が「◎」、「○」と評価された。
- ▶ 中間年評価時に「△」と評価された8協定については、中間年評価時以降、2協定が改善済み、6協定が令和6年7月までに改善が見込まれており、全ての協定で最終年度までに集落マスタープランの活動の実施が見込まれる。

【集落マスタープランに係る活動】 (8協定)

市町村の評価	協定数
◎	450
○	565
△	<u>8</u>
×	0
合計	1,023



改善状況	協定数
改善済み	2
改善の見込みあり	<u>6</u>
改善の見込みなし	0
合計	8



【具体的な市町村のフォローアップ方法】

市町村が主催し、地域ごとに開催する地域計画策定のための話合いの場に、中山間集落協定の代表者等も参加させ、直接協定に対し助言等を行っている など

協定数	改善時期
2協定	令和6年3月まで
4協定	令和6年7月まで

◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる ○：最終年においても活動の実施が見込まれる
 △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる ×：最終年においても活動の実施が困難

2 農業生産活動等として取り組むべき事項

- ▶ 農業生産活動等として取り組むべき事項については、中間年評価時において99%以上が「◎」「○」と評価された。
- ▶ 中間年評価時に「△」と評価された7協定について、3協定が改善済み、4協定が令和6年7月までに改善が見込まれており、全ての協定で最終年度までに農業生産活動等の実施が見込まれる。

【農業生産活動等として取り組むべき事項】 (7協定)

取組項目	市町村評価	協定数
耕作放棄の防止等の活動	◎	471
	○	547
	△	<u>5</u>
	×	0
合計		1,023

多面的機能を増進する活動	◎	478
	○	543
	△	<u>2</u>
	×	0
合計		1,023

改善状況	協定数
改善済み	2
改善の見込みあり	<u>3</u>
改善の見込みなし	0
合計	5
改善済み	1
改善の見込みあり	<u>1</u>
改善の見込みなし	0
合計	2

協定数	改善時期
3協定	令和6年3月まで
1協定	令和6年7月まで

【具体的な市町村のフォローアップ方法】

市町村が主催し、地域ごとに開催する地域計画策定のための話合いの場に、中山間集落協定の代表者等も参加させ、直接協定に対し助言等を行っている (※ 集落マスタープランと同様)

◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる ○：最終年においても活動の実施が見込まれる
△：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる ×：最終年においても活動の実施が困難

3 集落戦略の作成状況

▶ 集落戦略の作成については、中間年評価時点で、96集落協定が「△」と評価されていたが、中間年評価書提出後に市町村評価を再度確認し、「○」から「△」に判断を変更した協定が2協定あり、最終評価では98集落を評価した。

▶ 市町村から未作成の協定に対して積極的に指導・助言を行い、54協定が作成済み、44協定が令和6年12月までに作成の見込みであり、最終年度までに全ての協定で集落戦略が作成される見込み。

【集落戦略の作成状況】

(1) うち集落戦略の作成状況 (96協定)

【令和4年6月現在】

市町村の評価	協定数
◎	356
○	463
△	<u>96</u>
×	0
合計	915

【令和5年12月現在】

改善状況	協定数
改善済み	54
改善の見込みあり	<u>44</u>
改善の見込みなし	0
合計	98*

※ 中間年評価書提出後に市町村評価を再度確認し、「○」から「△」に判断を変更した協定があったもの。

【具体的な市町村のフォローアップ方法】

- ・ 全集落協定を対象とした集落戦略作成の説明会を実施
- ・ 未作成集落からの相談内容に応じて、集落の対策やスケジュール等について助言
- ・ 集落戦略の提出について周知する文書の発出 など

協定数	改善時期
8協定	令和6年3月まで
36協定	令和6年12月まで

◎：最終年までに作成が確実に見込まれる（作成済み） ○：最終年までに作成が見込まれる △：最終年までの作成に不安がある
 ×：最終年までの作成見込みが立っていない

3 集落戦略の作成状況

▶ 地図の作成については、中間年評価時点で、257集落協定が「△」と評価されていたが、その後、農用地の色分け作業への助言など積極的に作成を働きかけた結果、172協定が作成済み、85協定が令和6年12月末までに作成の見込みであり、最終年度までに全ての協定で地図が作成される見込み。

【集落戦略の作成状況】

(2) うち集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況（257協定）

市町村の評価	協定数
◎	322
○	336
△	257
×	0
合計	915



改善状況	協定数
改善済み	172
改善の見込みあり	85
改善の見込みなし	0
合計	257



協定数	改善時期
34協定	令和6年3月まで
51協定	令和6年12月まで

【地図の作成が遅れている主な理由】

- ・ある程度地図は作成されていたが、水路等の補修延長が定まらず、図面完成に至らなかった
- ・集落の住民が集まって話す機会が少なく、農用地の色分け等の作業が終了していない など

【具体的な市町村のフォローアップ方法】

- ・市町村が保有する、地図に記入すべき情報を協定に提供するなどのフォローを実施 など

◎：最終年までに作成が確実に見込まれる（作成済み） ○：最終年までに作成が見込まれる △：最終年までの作成に不安がある
 ×：最終年までの作成見込みが立っていない

4 加算措置の目標の達成状況

▶ 加算措置の目標の達成状況・達成見込みについては、1協定（集落協定広域化加算）のみ、「△」と評価されていたが、協定代表者からの相談内容に応じた助言や協定に対して個別に直接助言を行うなどにより、令和6年8月までに目標が達成される見込み。

【加算措置の目標の達成状況】（1協定 集落協定広域化加算）

市町村の評価	協定数
◎	30
○	91
△	<u>1</u>
×	0
合計	122※

※ 複数加算実施している協定あり



改善状況	協定数
改善済み	0
改善の見込みあり	<u>1</u>
改善の見込みなし	0
合計	1



【具体的な市町村のフォローアップ方法】

コロナ禍以降、協定で集まる機会が減少したため、市町村が協定に直接出向き、個別に広域化を図る予定の協定と話し合いの場を設ける等の助言を行った

協定数	改善時期
1協定	令和6年8月まで

◎：最終年までに目標達成が確実に見込まれる（目標達成済み） ○：最終年までに目標達成が見込まれる △：市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる ×：市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

Ⅲ 市町村へのアンケート調査結果の評価

アンケートの趣旨

- ▶ 次期対策（第6期対策）について市町村がどのような考えの下に取り組むのか、その方針等を把握するために、市町村が重点を置いて実施する中山間地域の農業・農村振興対策及び次期対策に向けての市町村の考え方に関するアンケートを実施する。
- ▶ 県は、様式2-2により国に報告、国は、第三者委員会において、第5期対策の効果や課題、次期対策の方向性等について、検討・評価する。

【アンケートの項目】（30市町村）

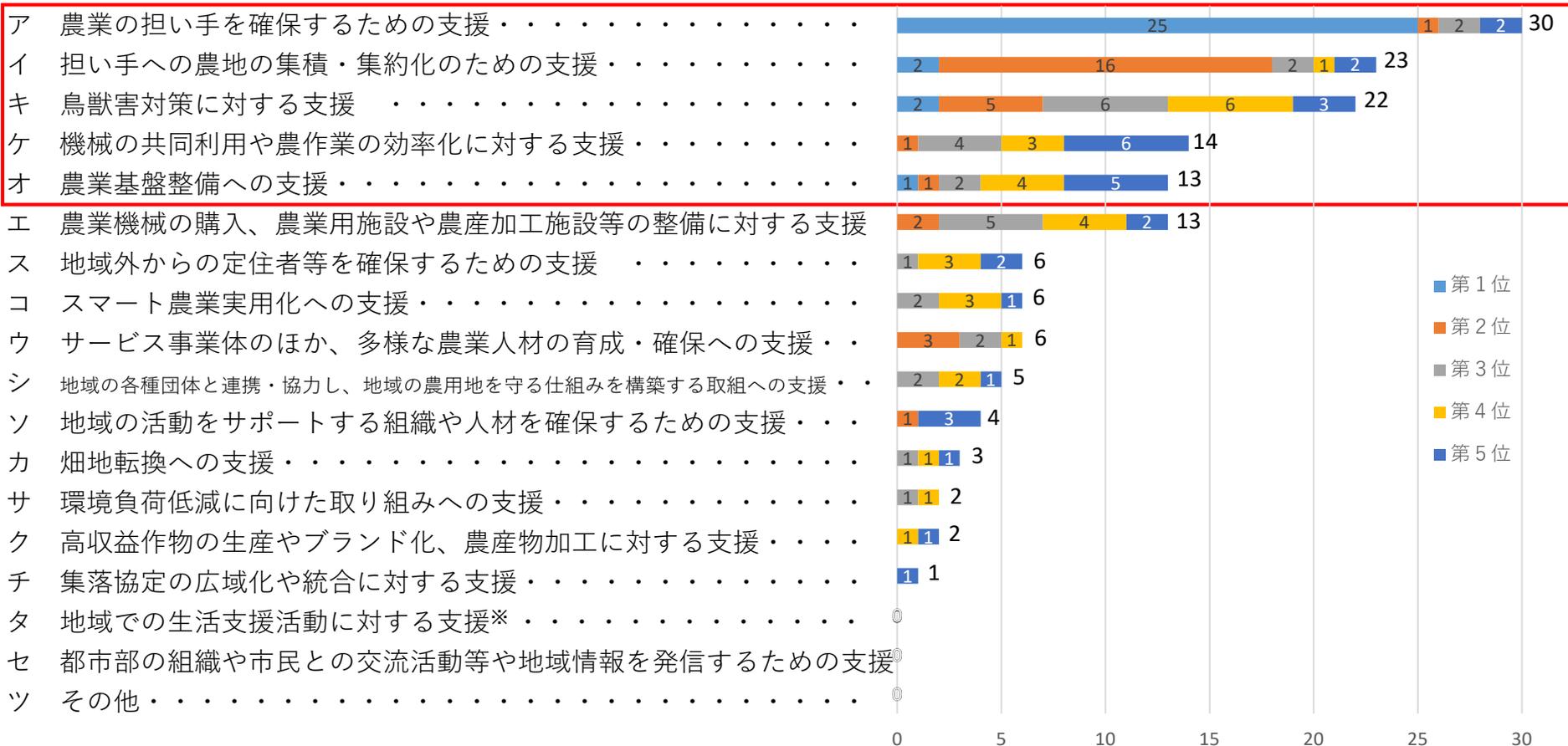
- 1：現在と今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策
- 2：これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することなどが困難になるほか、事務手続きが十分できない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えで次期対策に取り組むのか
 - ①：市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか
 - ②-1：活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何をすると考えているのか
 - ②-2：集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか
 - ③：集落協定に対する事務支援について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか
 - ④：集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか

1 中山間地域に対する農業・農村振興対策（アンケート 市町村：30）

▶ 市町村が、現在、重点を置いて実施する必要があると考える中山間地域の農業・農村振興対策は、「ア：農業の担い手を確保するための支援」が30市町村と最も多く、次いで「イ：担い手への農地の集積・集約化のための支援」、「キ：鳥獣害対策に対する支援」となっている。

【現在、重点を置いて実施する必要があると考えられる対策】

(n=30：交付金活用市町村) ※複数回答



※（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）

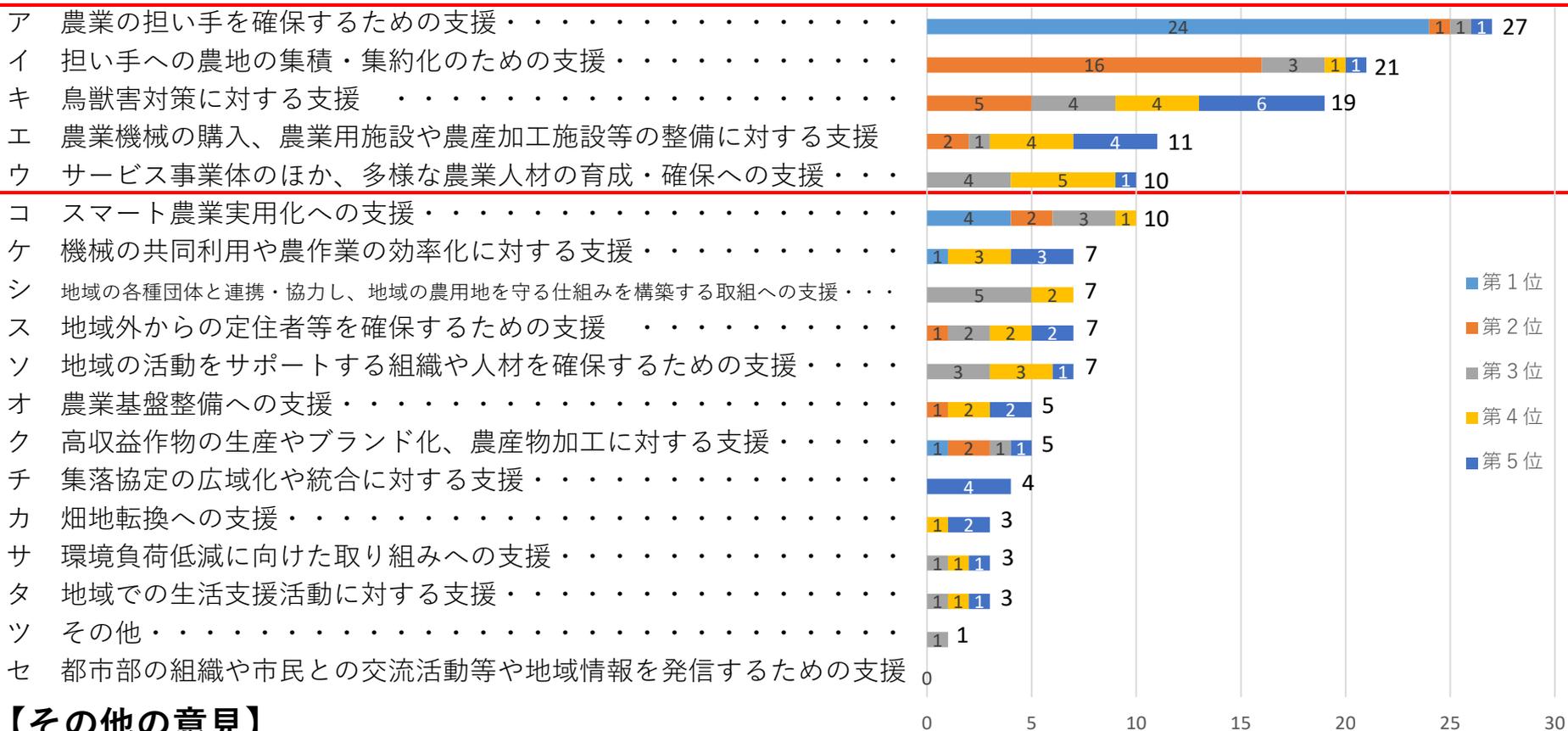
優先順位第1位から第5位までを選択し回答

1 中山間地域に対する農業・農村振興対策（アンケート 市町村：30）

- ▶ 市町村が、今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考える中山間地域の農業・農村振興対策については、上位3項目が現在と同様である。
- ▶ 現在より回答が多かった項目は「ウ：サービス事業体のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援」、 「エ：農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援」 「コ：スマート農業実用化への支援」である。

【10年後、重点を置いて実施する必要があると考えられる対策】

(n=30：交付金活用市町村) ※複数回答



【その他の意見】

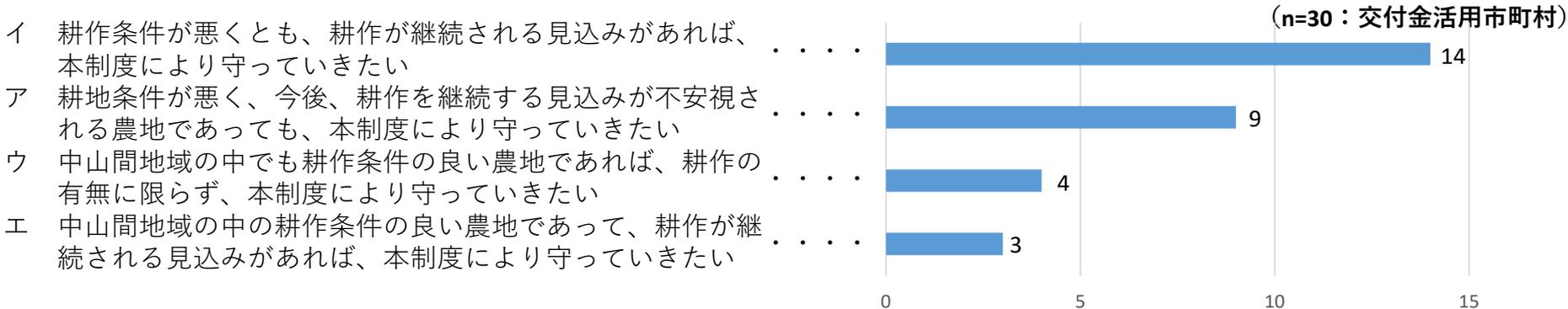
機械購入を含めた農作業のスマート化や省力化支援（1市町村）

優先順位第1位から第5位までを選択し回答

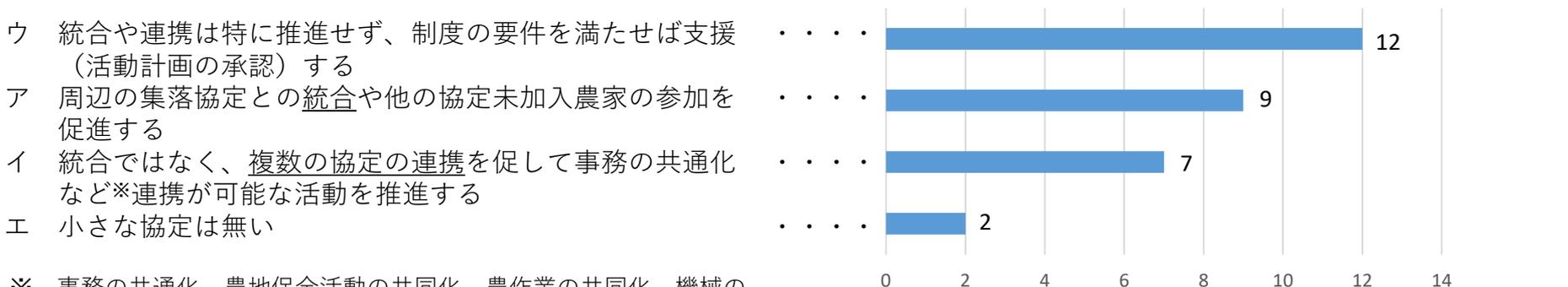
2 次期対策への取組の考え方（アンケート 市町村：30）

- ▶ 今後どのような考えで次期対策に取り組むのかについては、半数以上の市町村が「耕作条件が悪くても本制度により農地を守りたい」と回答している。
- ▶ また、小規模協定の活動を継続するために、「統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援する」と回答した市町村が14市町村ある一方、「周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する」または「複数の協定の連携を促して事務の共通化など連携が可能な活動を推進する」と、統合や複数協定の連携を推進すると回答した市町村も16市町村ある。

【① 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか】



【②- 1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何を必要だと考えているのか】



* 事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化 など

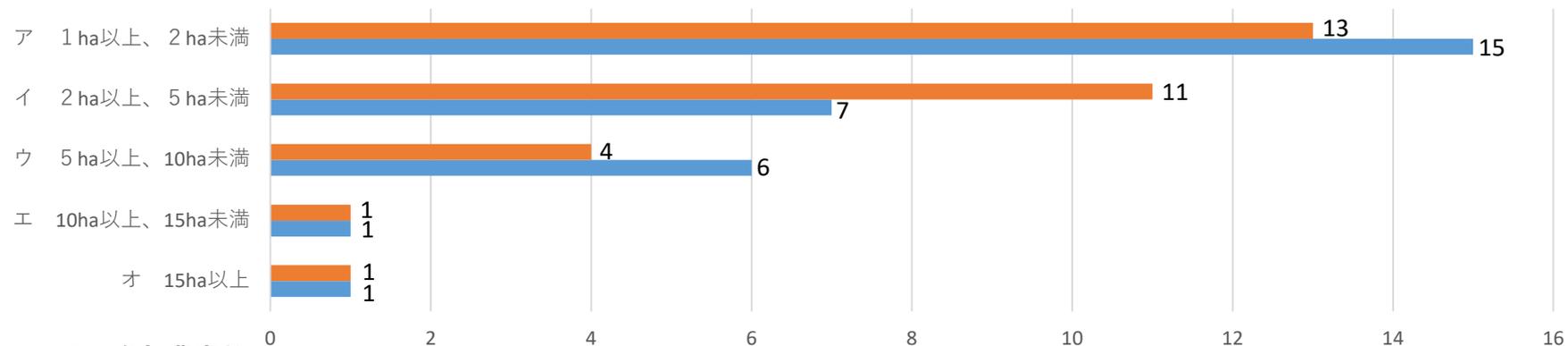
2 次期対策への取組の考え方（アンケート 市町村：30）

- ▶ 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村として最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのかについては、必要とする最低限の面積は「1ha以上、2ha未満」、「5ha以上、10ha未満」が増えている一方、「2ha以上、5ha未満」が減少している。
- ▶ 最小の参加農家数では、必要とする参加農家数は現在、10年後も変わらず「2戸」が最小と答えた市町村が多い。

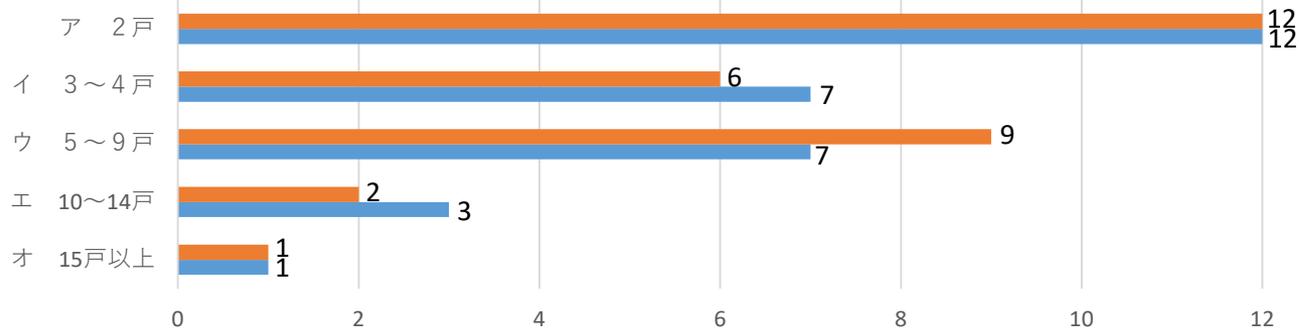
【③集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか】

・最小の協定農地面積

(n=30：交付金活用市町村)



・最小の参加農家数



※ 上段：現在
下段：10年後

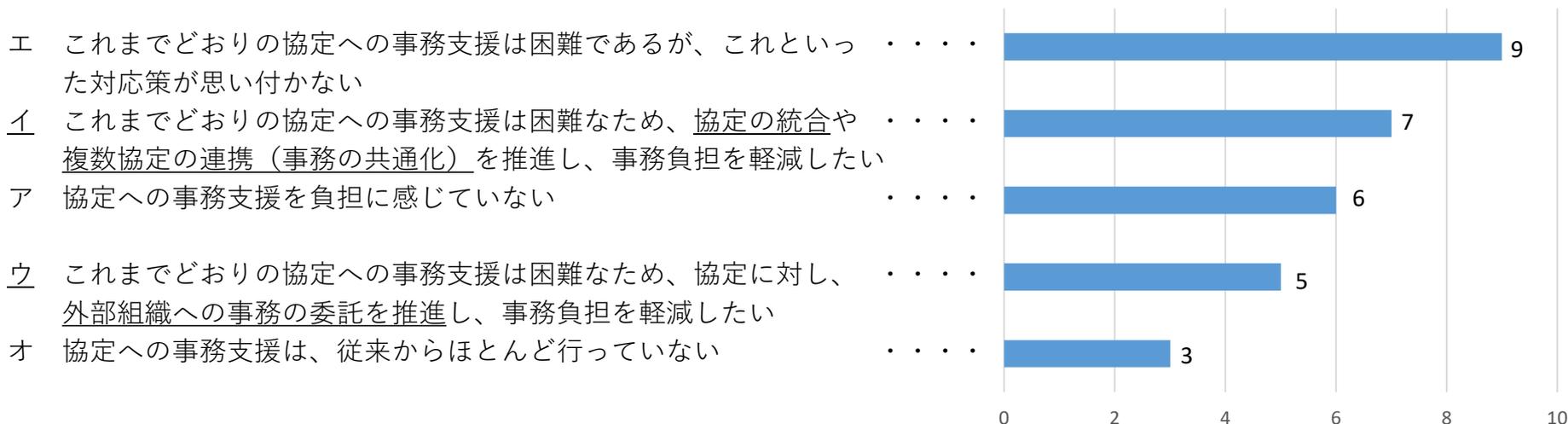
3 集落協定に対する事務支援、体制づくり（アンケート 市町村：30）

- ▶ 中間年評価において、8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後どうしていきたいと考えているのかについては、「協定への事務支援は困難である」としている市町村が22市町村あるものの、うち13の市町村が「イ：協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進」または「外部組織への事務の委託の推進」により事務負担を軽減したいと回答している。
- ▶ 一方、「事務支援は困難であるであるが、協定への事務支援の内容は思いつかない」と回答している市町村は9市町村ある。

【集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか】

（※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう）

（n=30：交付金活用市町村）

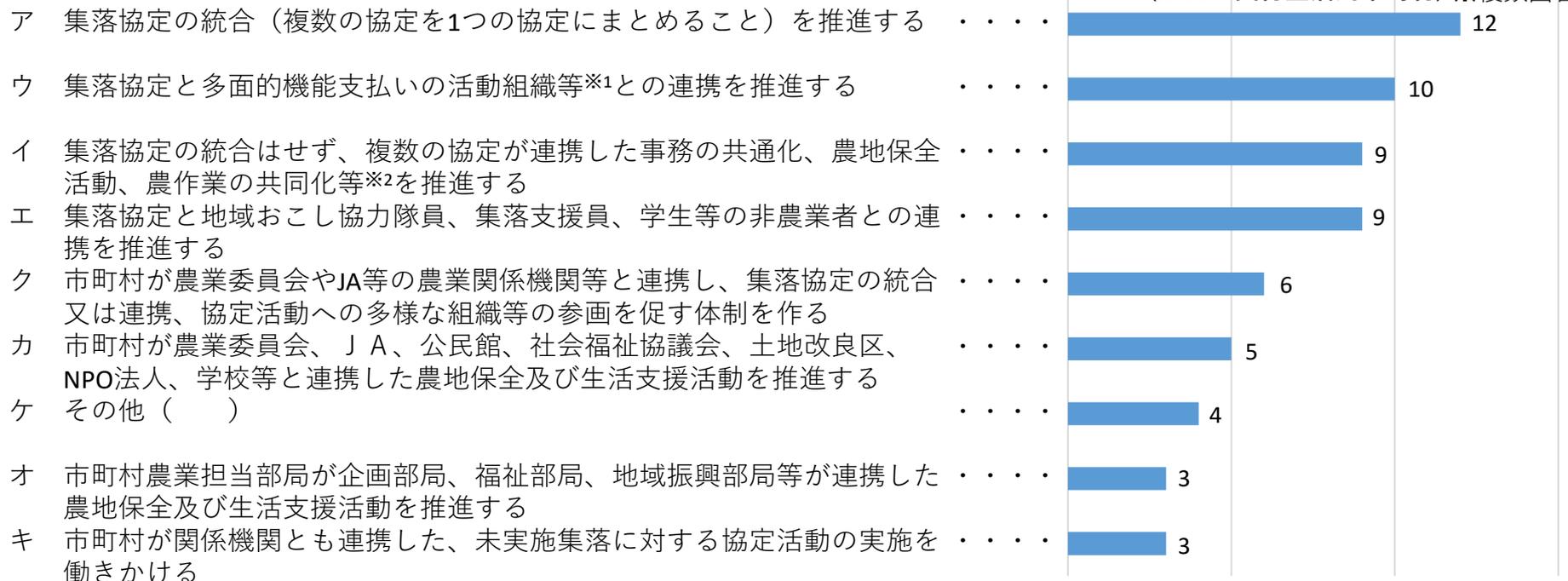


3 集落協定に対する事務支援、体制づくり（アンケート 市町村：30）

▶ これまでと同様に集落協定が共同活動を継続するために、市町村として、どのような体制づくりが必要と考えているのかについては、「ア：集落協定の統合を推進」「イ：統合はせず、事務の共通化等を推進」「ウ：集落協定と多面的機能支払いの活動組織等との連携の推進」など、統合または他組織や複数協定等との連携を推進すると回答した市町村が多い。

【これまでと同様に集落協定が共同活動を継続するために、どのような体制づくりが必要か】

(n=30：交付金活用市町村) ※複数回答



※1 集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等

※2 機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等

【その他の意見】

- ・そもそもの制度の簡素化が必要
- ・農地の維持管理を目的とした制度・メニューの簡素化
- ・協定参加者の家族間を含めた協力体制や担い手の確保の推進
- ・草刈り等の受け皿となるサービス事業体の育成支援

IV 県の評価及び今後の取組方針

市町村のフォローアップの状況に対する県の評価

《 市町村のフォローアップの状況 》

市町村は、中間年評価時に「△」と評価された277協定について、取組状況の確認や改善に向けた助言・指導を実施してきた結果、177協定で改善済み、100協定で最終年度までに改善が見込まれると評価している。

《 県の評価 》

県では、これまで、市町村や協定に対し、「中山間だより」の発行等により本制度や集落協定に基づいた活動の確実な実施について周知するとともに、市町村と連携しながら、各現地機関に設置されている「いわて農業農村活性化推進ビジョンチーム」が中心となって、集落戦略の作成等に係る支援を行ってきたところであり、協定において取組の改善が進んでいる。

今後も市町村と連携し、指導・助言を行うなど、100協定についても最終年度までに確実に改善されるよう支援していく。

市町村アンケート結果を踏まえた今後の取組方針

【重点を置いて実施する必要があると考えられる農業・農村振興対策について】

《市町村アンケート結果》

市町村が今後（10年後）も重点を置いて実施する必要があると考える対策は、「農業の担い手の確保」が最も多く、次いで「農地の集積・集約化」、「鳥獣害対策」が多かった。

《県の評価》

市町村が今後も重点を置いて実施する必要があるとする「農業の担い手の確保」や「農地の集積・集約化」、「鳥獣害への対策」は、県においても重要な施策であり、継続して支援していく。

併せて、高齢化や担い手不足が進行する中、新たな人材の確保に向けて「地域の各種団体等との連携」や「都市部等地域外との交流」等も支援していく。

市町村アンケート結果を踏まえた今後の取組方針

【次期対策への取組の考え方について】

《市町村アンケート結果》

- ① 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか
 - ➔ 耕作条件が良い農地のみでなく、「耕作条件が悪くても、本制度を活用し農地を守っていききたい」とする回答が多い。
- ② 小規模の集落協定が今後も活動を継続するためには何をすると考えているのか
 - ➔ 「統合又は連携等を推進する必要がある」とした市町村のほか、「統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援する」とした市町村も多い。

《県の評価》

次期対策も、本制度を活用し、各協定が第5期対策において作成した集落戦略等に基づき農地を守っていくことが必要であり、引き続き市町村と連携し支援していく。

小規模の集落協定については、周辺集落との統合・連携の推進や地域の非農業者への参加誘導、交流等を通じて多様な担い手の確保を支援していく。

市町村アンケート結果を踏まえた今後の取組方針

【集落協定に対する事務支援、体制づくりについて】

《市町村アンケート結果》

① 事務支援について

➔ 「協定の統合や複数協定の連携」、「外部組織への事務委託を推進」したいと考えている市町村が約半数を占めている。

② 集落協定が共同活動を継続するための体制づくりについて

➔ 「集落協定の統合や多面的機能支払の活動組織等との連携を推進する」ほか統合はせず、複数協定の連携による事務の共通化・農作業の共同化等を推進する」、「地域おこし協力隊や学生等非農業者との連携を推進する」とした市町村も多い。

《県の評価》

本制度の事務については、負担を感じている協定もあることから、「中山間だより」等を通じて外部組織への事務委託の事例紹介等を行っているところ。

また、集落協定の共同活動の継続に向けては、非農業者の参加・協力や農福連携等により農地保全に取り組んでいる事例もあることから、そうした事例の紹介を積極的に行っていく。

なお、本制度の継続や事務の簡素化について、引き続き国に要望していく。